

令和元年7月23日  
(照会先)  
リスク統括部  
リスク統括部長 川田 高寛  
(電話直通 03-6892-7744)  
経営企画部広報室  
広報室長 山田 勝  
(電話直通 03-5344-1110)

報道関係者 各位

## 事務処理誤り等(令和元年6月分)について

令和元年6月分の事務処理誤り等の件数及び個別の事案等について、別添のとおりお知らせいたします。

日本年金機構においては、引き続き事務処理誤り等の再発防止に努めてまいります。

## 事務処理誤り等（令和元年6月分）について

別添

### I 概要

日本年金機構（本部及び年金事務所等）における公的年金業務の事務処理誤り（社会保険庁時代のものを含む。）について、本部担当部署及び年金事務所等の事務処理誤りの詳細な報告が完了したものを取りまとめたもの。

これらの事務処理誤り等については、被保険者等の関係者から公表を控えるよう強く要請されない限り、その事案の概要等を公表します。

### II 状況

事務処理誤りについては1～8のとおりです。

#### 1 令和元年6月分の事務処理誤り公表件数

今回公表する事務処理誤りの件数は、令和元年度に発生した事務処理誤りが17件、平成30年度が58件、平成29年度が37件、平成28年度が10件、平成27年度が11件、平成26年度以前が65件、合計198件（市区町村において発生した11件、委託業者等が発生させた23件を含む）となっています。

そのうち事案の概要が公表可能な156件について、一覧で事象をお示ししています。

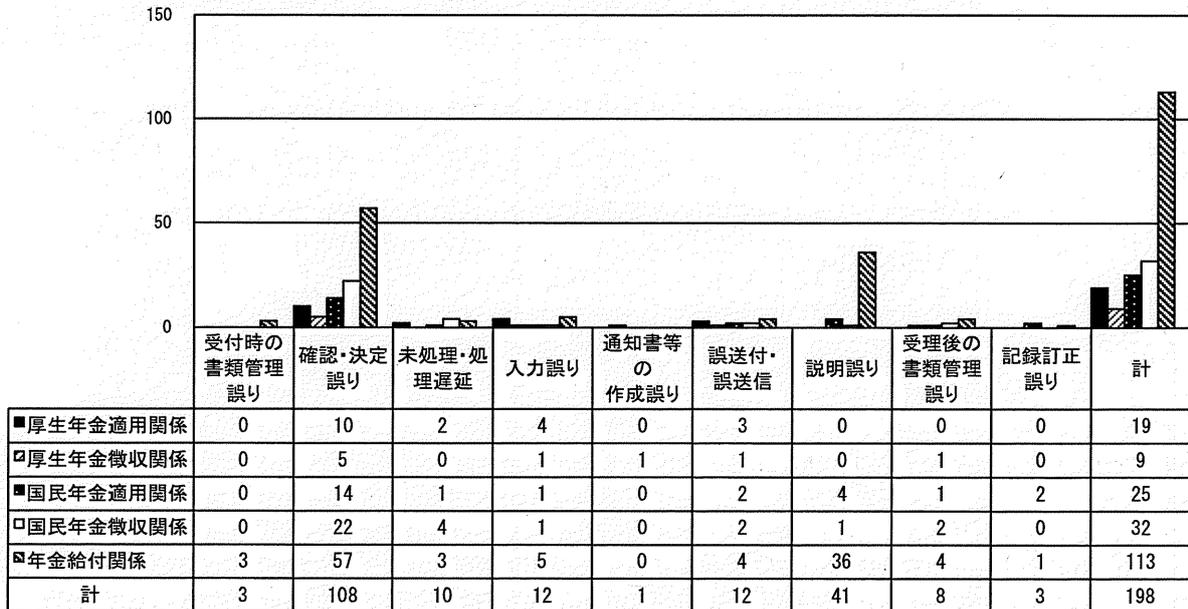
〈事務処理誤りの発生年度別内訳〉

発生年度	20年度以前	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	合計
件数	47(2)	2(1) 0	2	4	2	4(1)	4	11(1)	10(3)	37(12)	58(12)	17(2)	198(34)
割合	23.7%	1.0% 0.0%	1.0%	2.0%	1.0%	2.0%	2.0%	5.6%	5.1%	18.7%	29.3%	8.6%	100.0%

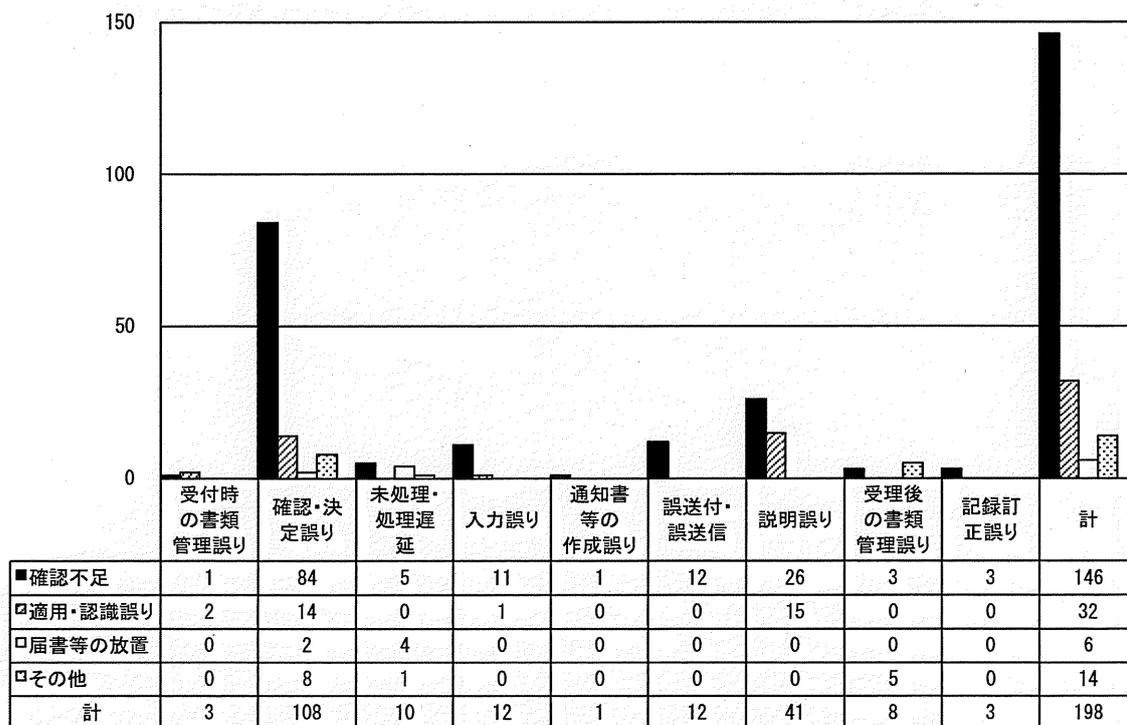
← 社会保険庁時代に発生 →

※（ ）内は市区町村や委託業者等、機構職員以外が発生させた事務処理誤り件数を再掲した。

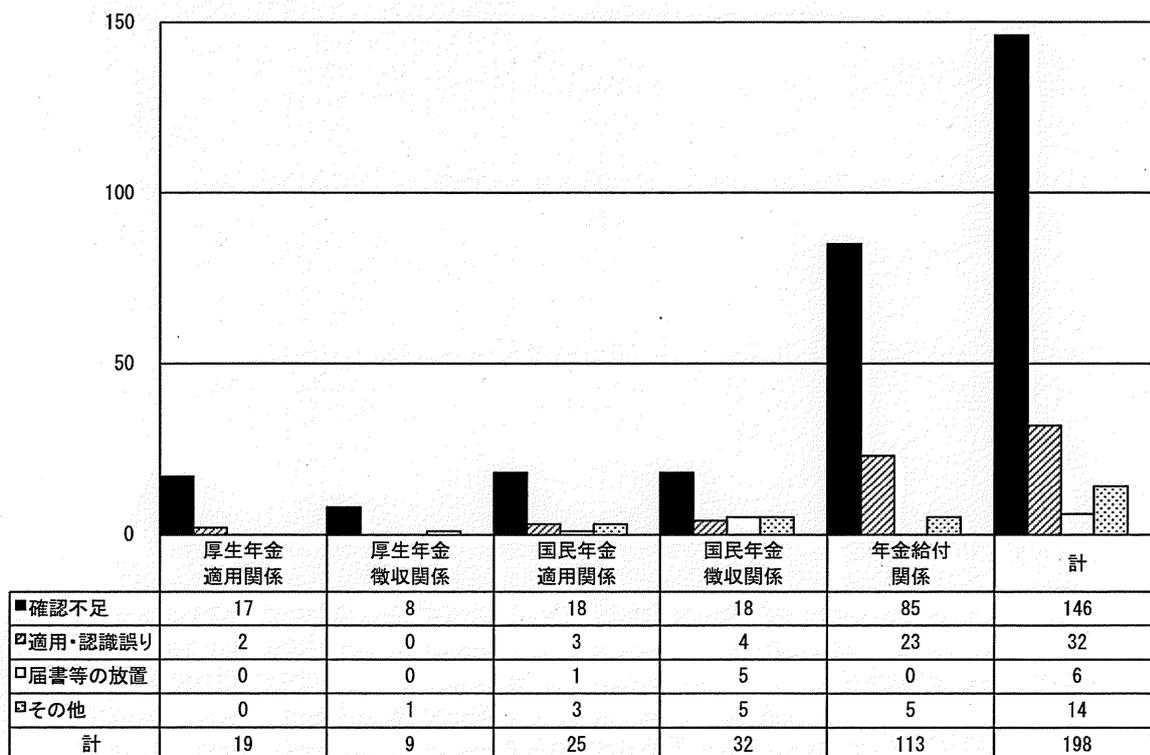
#### 2 制度等別・事務処理誤り区分別内訳



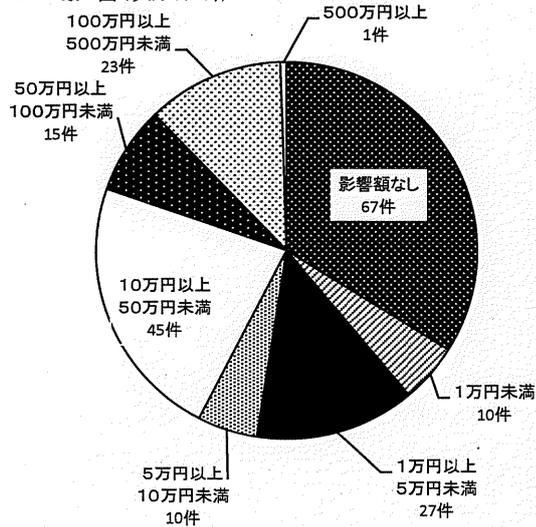
### 3 原因別・事務処理誤り区分別内訳



### 4 原因別・制度等別内訳

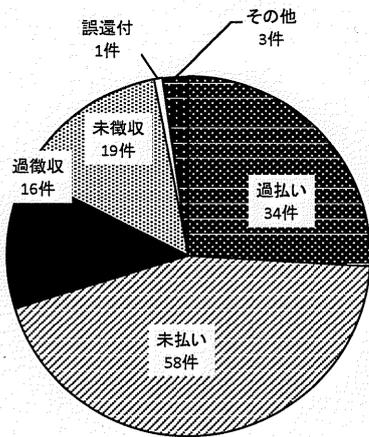


### 5 影響額別内訳



影響額	制度	厚生年金 適用関係	厚生年金 徴収関係	国民年金 適用関係	国民年金 徴収関係	年金給付 関係	計
影響額なし		10	5	11	14	27	67
1万円未満		1	0	1	2	6	10
1万円以上 5万円未満		0	1	7	9	10	27
5万円以上 10万円未満		1	0	1	1	7	10
10万円以上 50万円未満		4	1	5	5	30	45
50万円以上 100万円未満		1	0	0	1	13	15
100万円以上 500万円未満		2	1	0	0	20	23
500万円以上		0	1	0	0	0	1
計		19	9	25	32	113	198

### 6 事象別内訳



事象	件数	合計金額 (円)	平均金額 (円)
過払い	34件	17,855,716	525,168
未払い	58件	38,768,232	668,417
過徴収	16件	9,981,529	623,845
未徴収	19件	4,469,676	235,246
誤還付	1件	28,820	28,820
その他	3件	1,602,790	534,263
計	131件	72,706,763	555,013

(注1) 「事象別内訳」は、「影響額別内訳」の「影響額なし」以外の内訳を表示した。

(注2) 「合計金額」は、事務処理誤りによって年金支払額や保険料徴収額に影響のあったものの合計を表示した。

(注3) 「その他」の内訳は以下のとおりである。

誤還付と未払い	1件	38,425円
過徴収と未徴収	2件	1,564,365円

### 7 判明契機別内訳

判明契機	件数	割合
内部	111件	56.1%
外部	87件	43.9%
計	198件	100.0%

### 8 国民年金納付督促事績DVDにかかる誤り

国民年金納付督促事績DVDにかかる誤りについては、別添の「日本年金機構の令和元年6月分の事務処理誤り一覧」の「4. 国民年金徴収関係 整理番号67番」に記載しています。

### Ⅲ 「振替加算の総点検」に関する対応状況

平成29年9月13日に公表した振替加算の総点検に関する令和元年7月23日時点の対応状況は以下のとおりです。

#### (1) 振替加算の加算漏れとして公表した105,963人の対応状況

- ・支払いが完了した方 105,119人 (605.3億円)
- ・支払いが完了していない方 844人 (※)

※支払いが完了していない方は年金の選択関係の確認が必要な方、すでにお亡くなりになられているため振込先を確認する必要がある方等です。これらの方には確認ができ次第順次お支払いを行っていきます。

#### (2) 配偶者に加給年金が支給されているが、ご本人からは「生計維持関係がない」と申告があった方への対応状況

- ・「生計維持関係がない」と申告があったお客様へ再確認を行ったところ、65歳時点での生計維持関係が確認できたため、振替加算をお支払いした方

令和元年7月支払 45人 (0.3億円)

(参考：平成30年2月から令和元年7月までの累計 24,102人 (138.3億円))

#### (3) 過去に時効を援用し振替加算のお支払いをした方への対応状況

- ・振替加算の総点検における事例4 (※) に該当するが、届出が遅れたことを理由に時効を援用し振替加算のお支払いをしていたため、時効消滅した振替加算の未払い分を時効を援用せずに追加でお支払いした方

令和元年7月支払 0人 (0円)

(参考：平成30年1月から令和元年7月までの累計 48人 (0.7億円))

※妻の特別支給の老齢年金の請求時に夫の共済年金の支給が決定されていなければ、妻65歳時に生計維持関係などを届け出る義務があった。(夫と妻が逆の場合も同様。) なお、振替加算の総点検を契機に見直しが行われ当該届出事務は現在廃止されている。

#### IV 「年金給付に係る事務処理誤り等の総点検」等に関する対応状況

平成29年12月20日に公表した「年金給付に係る事務処理誤り等の総点検」において事象毎に分類した事象のうち対象者を機構においてシステムで特定することができる事象等については、今後の事象毎に抽出プログラムを作成して、対象者を特定の上、順次個別に連絡を行い、必要な対応を実施しております。当月に対応した案件及び件数等は、以下のとおりです。

項番	事象	お客様への影響 (未・過払の別)	令和元年7月分		(参考)平成30年4月からの累計	
			対応件数	影響金額※	対応件数	影響金額
2	配偶者状態の登録誤りによる加給年金の支給漏れ	未払い	9件	853万円	384件	8,914万円
3	旧船員保険法の戦時加算の加算誤り	未払い	6件	775万円	1,553件	12.2億円
4	旧共済法退職年金期間の老齢基礎年金への算入誤り	過払い	3件	181万円	150件	1,722万円
6	旧厚生年金保険法の第四種被保険者期間の算入誤り	過払い	1件	5万円	85件	505万円
10	オンライン化以前の老齢年金の在職支給停止額の誤り	未払い	5件	342万円	172件	3,599万円
11	配偶者と離婚等をした場合の振替加算の加算誤り	過払い	0件	0円	9件	188万円
12	国民年金任意加入者の受給権発生日月の誤り	未払い	0件	0円	238件	3,815万円
13	旧令共済、船員保険記録等の年金額算入誤り	未払い	0件	0円	11件	972万円
14	複数年金を受給している配偶者の配偶者状態の登録誤りによる加給年金の支給誤り	未払い	0件	0円	10件	105万円
17	旧三共済等の退職共済年金受給者の特別支給の老齢厚生年金の受給権発生日月の誤り	未払い	5件	316万円	1,409件	1.0億円
18	共済年金への記録の移管後の厚生年金保険の記録削除漏れによる老齢厚生年金の支給誤り	過払い	4件	108万円	16件	446万円
20	遺族厚生年金・遺族共済年金の選択等の確認誤り	過払い	0件	0円	7件	464万円
21	遡及決定時の届書徴取漏れによる加給年金の加算漏れ	未払い	37件	3,594万円	193件	1.4億円
22	被保険者期間の重複による旧法国民年金の支給誤り	過払い	0件	0円	64件	259万円
25	平成10年2月以前の老齢厚生年金等の退職の届出漏れによる老齢厚生年金等の支給漏れ	未払い	0件	0円	19件	4,175万円
27	配偶者状態の登録誤りによる加給年金の過払い	過払い	0件	0円	8件	26万円
28	65歳で初めて年金を受ける方の配偶者が共済年金を受給している場合における振替加算の加算誤り	過払い	5件	237万円	22件	1,394万円
31	老齢基礎年金決定後の国民年金保険料納付済期間の反映漏れ	未払い	389件	4,100万円	21,187件	10.7億円
32	昭和61年4月の法律改正時の老齢年金等の退職改定漏れによる支給漏れ	未払い	2件	62万円	242件	9,617万円
33	年金受給選択申出書の届出遅延による支給漏れ	未払い	14件	6,513万円	239件	9.2億円
34	二以上事業所勤務届が提出されていない場合の年金額の計算誤り	未払い	6,509件	7,667万円	50,919件	8.9億円
35	老齢基礎年金の加算開始事由該当届の入力誤りによる振替加算の支給開始時期の誤り	未払い	0件	0円	730件	1.2億円
36	旧農林共済の受給者が平成24年3月までに死亡した場合の振替加算の支給漏れ	未払い	0件	0円	215件	5.3億円

※影響金額は、未払いの場合は支払うべき事実が発生した時点まで遡って計算し、過払いの場合は過払い発生から5年以上経過している場合には5年前までの額を計算しています。

※上記の他、項番9、項番29については、本人に届書を提出していただくためのお知らせ文書の送付を開始しています。

※項番34は、「事務処理誤り等（平成30年6月分）について」（平成30年7月31日公表）のシステム事故等一覧に記載の事項です。

※項番35、項番36は、平成29年12月20日に公表した事象の対象者をシステムで特定する作業を行う中で判明した事象です。

## ○日本年金機構の令和元年6月分の事務処理誤り一覧(1～23ページ)

1. 厚生年金適用関係	.....	1P	整理番号 1～16
2. 厚生年金徴収関係	.....	4P	整理番号 17～23
3. 国民年金適用関係	.....	5P	整理番号 24～42
4. 国民年金徴収関係	.....	8P	整理番号 43～67
5. 年金給付関係	.....	11P	整理番号 68～156

(参考)「IV 「年金給付に係る事務処理誤り等の総点検」等に関する対応状況」に記載のある事象の概要(24～26ページ)

# 1. 厚生年金適用関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
1	資格取得届の誤り	確認・決定誤り	東京	東京広域事務センター	2019年5月21日	2019年5月27日	○事業所から問合せがあり、資格取得届の加入区分の確認不足により、厚生年金のみ加入者に誤って健康保険も加入する処理をしたため、不要な保険証が発送されていることが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し、訂正処理を行い保険証は回収しました。 ●担当部署において、資格取得届の加入区分の確認を徹底するよう周知しました。	1事業所	なし	0
2	資格取得届の誤り	確認・決定誤り	東京	東京広域事務センター	2019年5月21日	2019年5月24日	○事業所から問合せがあり、資格取得届の受付処理時に事業所整理記号の確認を誤り、他の事業所の事業所整理記号としたため、他の事業所の資格取得届として処理がされ、保険証が送付されていることが判明しました。 ●担当者が双方の事業所にお詫びの上説明し、誤って送付した保険証を回収し、訂正処理を行い保険証を正しい事業所に送付しました。 ●担当部署において、届書の受付処理時の事業所整理記号の確認を徹底するよう周知しました。	2事業所	なし	0
3	資格喪失届の誤り	確認・決定誤り	山形	鶴岡	1986年5月29日	2018年7月27日	○お客様から問合せがあり、資格喪失届の確認不足により、喪失日を誤って処理したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、資格喪失届の喪失日の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	72
4	資格喪失届の誤り	入力誤り	埼玉	大宮	2018年8月27日	2018年9月5日	○お客様から問合せがあり、資格喪失届の入力時の確認不足により、保険証回収記録の入力を省略したため、不要な「健康保険被保険者証の無効のお知らせ」が発送されていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、資格喪失届の処理時の確認及びダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
5	月額変更届の誤り	確認・決定誤り	愛知	熱田	2014年9月8日	2016年7月19日	○事業所から問合せがあり、月額変更届の報酬月額の確認が不足し、誤った標準報酬月額を決定したため、保険料が未徴収となっていることが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料は納付いただきました。 ●担当部署において、月額変更届の報酬月額の確認を徹底するよう周知しました。	1事業所	未徴収	2,730,603
6	算定基礎届の誤り	確認・決定誤り	東京	東京広域事務センター	2018年9月28日	2018年11月8日	○事業所から問合せがあり、同時に提出された遡及した資格取得届と算定基礎届の処理状態の確認が不足したため、算定基礎届を処理不要としていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し、算定基礎届の処理を行いました。 ●担当部署において、算定基礎届の処理時の他の受付書類の処理状態の確認を徹底するよう周知しました。	1事業所	なし	0
7	算定基礎届の誤り	確認・決定誤り	福岡	直方	2018年9月7日	2018年10月3日	○事業所から問合せがあり、算定基礎届の対象年度の確認不足により、誤った年度で標準報酬月額を決定したため、保険料が過徴収となっていることが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料は還付しました。 ●担当部署において、算定基礎届の対象年度の確認を徹底するよう周知しました。	1事業所	過徴収	360,636
8	賞与支払届の誤り	確認・決定誤り	宮城	仙台広域事務センター	2019年3月19日	2019年4月22日	○内部点検において、委託業者における賞与支払届の賞与額の確認不足により、標準賞与額が誤って決定されたため、保険料が未徴収となっていることが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料は納付いただきました。 ●委託業者に対し、賞与支払届の賞与額の確認を徹底するよう指導しました。	1事業所	未徴収	239,301

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
9	被扶養者(異動)届の誤り	確認・決定誤り	群馬	高崎広域事務センター	2018年3月19日	2018年6月11日	○内部点検において、被扶養者(異動)届の被扶養者番号の確認が不足し、誤って他の被扶養者を削除処理していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、被扶養者(異動)届(非該当・変更)における被扶養者番号の確認を徹底するよう周知しました。	2名	なし	0
10	二以上事業所勤務者の誤り	確認・決定誤り	兵庫	兵庫事務センター	2018年5月15日	2018年11月12日	○内部点検により、70歳以上被用者月額変更届の二以上事業所勤務の記載内容の確認不足により、本来二以上事業所の報酬を合算し月額変更届の処理をするべきところ、1事業所分の報酬で処理を行ったため年金の調整が正しく行われず、過払いが発生していることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、二以上事業所勤務被保険者の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	650,000
11	70歳以上被用者関係届書の誤り	入力誤り	北海道	北海道事務センター	2019年4月12日	2019年6月10日	○お客様から問合せがあり、委託者において70歳以上被用者該当届の受付処理時に事業所整理記号の確認を誤り、誤った事業所整理記号を入力したため、正しい事業所整理記号の記録と被用者記録が重複し、年金の調整が正しく行われず、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●委託者に対し、受付処理時に事業所整理記号の確認及びダブルチェックを徹底するよう指導しました。	1名	未払い	240,845
12	厚生年金適用関係届書等の送付誤り	誤送付・誤送信	埼玉	埼玉広域事務センター	2017年3月9日	2017年3月13日	○事業所から問合せがあり、資格喪失届の処理時に電子申請到達番号の確認が不足し、他の事業所の資格喪失届の電子申請到達番号として処理を行ったため、他の事業所の決定通知書が電子送付されていることが判明しました。 ●担当者がそれぞれの事業所にお詫びの上説明し、訂正処理を行い決定通知書を正しい事業所に送付しました。 ●担当部署において、電子申請到達番号の確認を徹底するよう周知しました。	2事業所	なし	0
13			大分	佐伯	2019年6月18日	2019年6月19日	○社会保険労務士から問合せがあり、受託社会保険労務士宛に算定基礎届を送付するための別送・引抜きリストを作成する際に確認が不足し、受託していない事業所を登録したため、受託外の事業所の算定基礎届が誤って送付されていることが判明しました。 ●担当者がそれぞれの事業所にお詫びの上説明しました。誤って送付した算定基礎届は回収し、本来送付すべき事業所に送付しました。 ●担当部署において、別送・引抜きリストを作成する際の確認及びダブルチェックを徹底するよう周知しました。	5事業所	なし	0
14			石川	金沢南	2019年4月23日	2019年4月26日	○事業所から問合せがあり、封入・封緘時の確認不足により、他の事業所宛の保険料額変更通知書が送付されていることが判明しました。 ●担当者が双方の事業所にお詫びの上説明し、誤って送付した保険料額変更通知書を回収し、正しい事業所に送付しました。 ●担当部署において、封入・封緘時の確認を徹底するよう周知しました。	2事業所	なし	0
15	厚生年金適用関係届書等の管理誤り	確認・決定誤り	愛知	大曾根	2019年2月13日	2019年4月15日	○担当部署で確認したところ、郵便物発送用のキャリアケースの中身の確認不足から郵便局に持ち込むべき郵便物が持ち込まれていないことが判明しました。 ●郵便物についてはお詫び文書を同封した上で発送しました。 ●担当部署において、届書等の進捗状況の管理を徹底するよう周知しました。	16名	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
16	厚生年金適用関係届書等の管理誤り	未処理・処理遅延	宮城	仙台南	2015年 11月30日	2016年 12月22日	<p>○担当部署で確認したところ、進捗状況の管理不足から月額変更届を事業所へ返戻していなかったため、事業所から再提出がされず、保険料に未徴収及び過徴収があることが判明しました。</p> <p>●担当者が事業所へお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料は還付の処理を行い、未徴収の保険料は納付いただきました。</p> <p>●担当部署において、届書の進捗状況の管理を徹底するよう周知しました。</p>	1事業所	その他	296,297

## 2. 厚生年金徴収関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
17	厚生年金徴収関係の誤り	確認・決定誤り	福島	平	2017年 9月15日	2017年 11月28日	<p>○内部点検により、納付書を作成する際の事業所整理記号の確認不足により、他の事業所の事業所整理記号で納付書を作成したため、納付された保険料が他の事業所の保険料として収納されていることが判明しました。</p> <p>●担当者が双方の事業所にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。</p> <p>●担当部署において、納付書を作成する際の事業所整理記号の確認を徹底するよう周知しました。</p>	2事業所	なし	0
18			三重	尾鷲	2019年 3月31日	2019年 4月22日	<p>○事業所から問合せがあり、一括適用月に資格取得した被保険者について、事務処理手順の確認不足から、保険料の取消登録を行っていなかったため、不要な保険料納入告知書が送付されていることが判明しました。</p> <p>●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。保険料の取消処理を行い、保険料納入告知書は回収しました。</p> <p>●担当部署において、一括適用にかかる事務処理手順の確認を徹底するよう周知しました。</p>	1事業所	なし	0
19	厚生年金保険料口座振替納付(変更)申出書の誤り	確認・決定誤り	福島	郡山	2019年 2月21日	2019年 4月9日	<p>○事業所から問合せがあり、管轄変更による保険料口座振替納付(変更)申出書の作成の際に振替口座の確認を誤り、他の事業所の振替口座を記載し処理したため、他の事業所の保険料の過徴収及び本来の事業所の保険料の未徴収が判明しました。</p> <p>●担当者が双方の事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、保険料の還付の処理を行い、未徴収の保険料は納付していただきました。</p> <p>●担当部署において、管轄変更による保険料口座振替納付(変更)申出書の作成時の確認を徹底するよう周知しました。</p>	2事業所	その他	1,268,068
20	厚生年金徴収関係通知書等の作成誤り	通知書等の作成誤り	福岡	小倉南	2019年 1月31日	2019年 1月31日	<p>○内部点検により、保険料領収証書を作成する際の確認が不足し、誤って延滞金用の用紙により保険料を徴収していることが判明しました。</p> <p>●担当者が事業所にお詫びの上説明し、正しい領収証書と差し替えを行いました。</p> <p>●担当部署において、保険料領収証書作成時の用紙の確認を徹底するよう周知しました。</p>	1事業所	なし	0
21	二以上事業所勤務者の誤り	確認・決定誤り	愛媛	新居浜	2018年 12月11日	2019年 4月22日	<p>○担当部署で確認したところ、二以上事業所勤務被保険者にかかる保険料登録方法の確認不足により、保険料額を誤って登録したため、保険料が未徴収となっていることが判明しました。</p> <p>●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料については納付いただきました。</p> <p>●担当部署において、保険料登録処理時の確認を徹底するよう周知しました。</p>	1事業所	未徴収	278,850
22		入力誤り	三重	津	2016年 7月14日	2018年 7月24日	<p>○担当部署で確認したところ、二以上事業所勤務被保険者にかかる保険料登録時の確認不足により、保険料額を誤って入力したため、保険料が過徴収となっていることが判明しました。</p> <p>●担当者が双方の事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料については還付しました。</p> <p>●担当部署において、保険料額入力後の確認及びダブルチェックを徹底するよう周知しました。</p>	2事業所	過徴収	5,389,715
23	厚生年金適用関係届書等の管理誤り	受理後の書類管理誤り	徳島	徳島北	2018年 10月10日	2018年 11月7日	<p>○担当部署で確認したところ、書類の管理不足から保険料口座振替納付申出書が所在不明となり、処理が行われず保険料の口座振替の開始手続きがされていないことが判明しました。</p> <p>●担当者が事業所へお詫びの上説明しました。保険料口座振替納付申出書を再度ご提出いただき、入力処理を行い、保険料が口座振替されたことを確認しました。</p> <p>●担当部署において、書類の管理を適切に行うとともに受付進捗管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。</p>	1事業所	なし	0

### 3. 国民年金適用関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
24	国民年金資格取得届の誤り	説明誤り	熊本	八代	2016年4月頃	2019年1月8日	○お客様から問合せがあり、市町村において海外から転入する際の確認が不足し、任意加入から第1号被保険者への変更手続きの案内を漏らしていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●市町村に対し、届書受付時の確認を徹底し、必要な案内をするよう依頼しました。	1名	なし	0
25	国民年金任意加入申出書の誤り	確認・決定誤り	香川	善通寺	1973年12月頃	2018年8月8日	○担当部署で確認したところ、配偶者の年金記録の確認不足により、国民年金任意加入期間に該当する期間を強制加入期間とし、免除期間としていたため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、配偶者の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	11,260
26			香川	善通寺	1961年11月11日	2018年11月26日		1名	過払い	49,650
27			香川	善通寺	1994年12月31日	2018年7月24日		1名	過払い	31,100
28			香川	善通寺	1963年12月1日	2017年9月4日	○担当部署で確認したところ、配偶者の年金記録の確認不足により、国民年金任意加入期間に該当する期間を強制加入期間としていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、配偶者の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
29			大阪	今里	1991年4月1日	2018年4月17日	○担当部署で確認したところ、年金記録の確認不足により、国民年金任意加入期間に該当する期間が強制加入期間となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
30			千葉	千葉	1976年9月頃	2018年7月19日	○担当部署で確認したところ、年金記録の確認不足により、国民年金の強制加入期間に該当する期間を任意加入期間としていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
31			東京	練馬	2015年2月26日	2017年12月18日	○事務センターから連絡があり、受給資格の確認不足により、受給権があるにもかかわらず誤って国民年金特例高齢任意加入申出書を受付したため、保険料の過徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料について還付の処理を行いました。 ●担当部署において、任意加入申出書を受付する際は受給資格の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	278,440
32			宮崎	宮崎	2018年5月10日	2018年6月13日	○お客様から問合せがあり、国民年金任意加入申出書在处理する際に、満額に必要な納付月数の確認が不足し、誤った納付目的月の納付書を交付したため、保険料が未徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、未徴収の保険料を現金領収しました。 ●担当部署において、任意加入申出時の納付目的月の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	28,630
33		説明誤り	福岡	南福岡	2015年4月6日	2018年4月18日	○お客様から問合せがあり、年金記録の確認不足により、満額に必要な納付月数が不足しているにもかかわらず、任意加入の案内を漏らしたため、保険料が未徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。特定事由該当申出書を提出していただき、未徴収の保険料の納付書を送付しました。 ●担当部署において、国民年金任意加入申出書を受付する際はチェックシートを使用し、満額に必要な納付月数の確認を徹底し必要な案内をするよう周知しました。	1名	未徴収	23,910

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
34	国民年金資格記録の誤り	記録訂正誤り	愛知	名古屋西	2006年 8月22日	2018年 6月26日	○お客様から問合せがあり、年金記録の訂正の際の本人確認が不足したため、別人の記録を訂正していることが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、年金記録の訂正を行う際の本人確認を徹底するよう周知しました。	2名	なし	0
35	国民年金第3号被保険者該当届の誤り	確認・決定誤り	沖縄	那覇	2017年 9月頃	2019年 1月28日	○担当部署で確認したところ、年金記録の確認不足により、本来、国民年金第3号被保険者該当届を提出することにより受給権を満了にもかかわらず、案内をせず、国民年金特例高齢任意加入申出書を受付したため、保険料が過徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料について還付の処理を行いました。 ●担当部署において、届書受付時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	213,020
36			宮城	仙台南	2013年 8月30日	2018年 2月14日	○担当部署で確認したところ、配偶者の年金記録の確認不足により、国民年金第3号被保険者に該当しないにもかかわらず、誤って第3号被保険者として処理され年金の決定が行われたため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、配偶者の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	108,235
37			熊本	熊本東	2005年 4月20日	2017年 5月18日	○担当部署で確認したところ、配偶者の年金記録の確認不足により、本来、国民年金第3号被保険者に該当しないにもかかわらず、国民年金第3号被保険者期間として処理を行ったため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、配偶者の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	8,125
38	国民年金第3号被保険者特例届の誤り	説明誤り	沖縄	コザ	2018年 4月26日	2018年 9月18日	○機構本部から連絡があり、年金記録の確認不足により、本来、提出の必要がない国民年金第3号被保険者特例届の提出を案内し、処理を行ったため、保険料が誤還付となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、誤還付の保険料について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金記録の確認を徹底し必要な案内をするよう周知しました。	1名	誤還付	28,820
39	国民年金被保険者住所変更届の誤り	確認・決定誤り	大阪	淀川	2017年 6月27日	2017年 11月10日	○お客様から問合せがあり、市町村において国民年金住所変更届を受理する際に、本人確認が不足したため、別人の住所を変更していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●市町村に対して、国民年金住所変更届を受理する際の本人確認を徹底するよう依頼しました。	2名	なし	0
40	国民年金適用関係届書等の送付誤り	誤送付・誤送信	福井	敦賀	2019年 5月30日	2019年 6月4日	○お客様から問合せがあり、封入・封緘時の確認不足により、他のお客様の国民年金第1号被保険者の未加入期間加入のお知らせを誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。誤って送付した国民年金第1号被保険者の未加入期間加入のお知らせを回収し、正しい送付先に送付しました。 ●担当部署において、封入・封緘時の確認を徹底するよう周知しました。	2名	なし	0
41			北海道	北海道事務センター	2019年 5月31日	2019年 6月10日	○お客様から問合せがあり、委託業者において封入・封緘時の確認不足により、他のお客様の年金手帳を誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。誤って送付した年金手帳を回収し、正しい送付先に送付しました。 ●委託業者から提出された再発防止策を機構担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、封入・封緘時の確認を徹底するよう指導しました。	2名	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
42	国民年金適用関係届書等の管理誤り	未処理・処理遅延	島根	出雲	2018年 4月頃	2018年 8月23日	<p>○お客様から問合せがあり、市町村において書類の進捗管理が不足し、国民年金適用関係届書の進達漏れが判明しました。</p> <p>●市町村担当者がお客様にお詫びの上説明し、処理を行いました。</p> <p>●市町村に対して、書類の管理を適切に行うとともに、進捗管理を徹底するよう依頼しました。</p>	104名	なし	0

## 4. 国民年金徴収関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
43	国民年金付加保険料納付書の誤り	確認・決定誤り	鹿児島	鹿児島南	2012年9月頃	2016年7月4日	○市町村から連絡があり、国民年金付加保険料について、強制加入にすべきところ任意加入としたため、加入が遡及されず、付加保険料が未徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、未徴収の付加保険料の納付書を送付しました。 ●担当部署において、付加保険料の取扱いについて確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	5,200
44		説明誤り	北海道	旭川	2018年1月頃	2018年6月8日	○お客様から問合せがあり、資格取得届受付時に付加保険料の納付希望の意思確認が不足し、国民年金付加保険料納付の手続きの案内が漏れたため、付加保険料の納付が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、未徴収の付加保険料を現金領収しました。 ●担当部署において、資格取得届受付時における付加保険料の納付の意思確認を徹底し、必要な案内をするよう周知しました。	1名	未徴収	400
45	国民年金保険料追納申込書の誤り	確認・決定誤り	和歌山	田辺	2018年12月13日	2019年2月21日	○事務センターから連絡があり、追納可能期間の確認が不足し、納付書が発送されていない期間があったため、保険料が未徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。処理を行い、未徴収の保険料の納付書を送付しました。 ●担当部署において、追納可能期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	45,480
46			大阪	吹田	2018年3月2日	2018年4月26日	○事務センターから連絡があり、追納可能期間の確認が不足し、納付書が発送されていない期間があったため、保険料が未徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。処理を行い、未徴収の保険料を現金領収しました。 ●担当部署において、追納可能期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	196,660
47			大阪	吹田	2018年10月23日	2018年11月7日	○担当部署で確認したところ、国民年金追納保険料納付書を送付する際の住所の確認が不足し、送付を希望していない住所へ送付したため、追納可能期限内に追納納付書が届かず、保険料が未徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、未徴収の保険料の納付書を送付しました。 ●担当部署において、追納納付書送付時の住所の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	15,170
48			茨城	水戸南	2018年10月13日	2018年11月10日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料追納申込書について処理時の確認が不足し、追納可能期限内に追納納付書を作成していなかったため、追納が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。処理を行い、未徴収の保険料の納付書を送付しました。 ●担当部署において、追納申込書処理時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	15,170
49	国民年金後納保険料納付申出書の誤り	確認・決定誤り	長野	小諸	2018年9月18日	2018年10月2日	○担当部署で確認したところ、国民年金後納保険料納付申出書を処理する際の確認が不足し、納付期限内に後納納付書を作成していなかったため、後納が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、未徴収の保険料の納付書を送付しました。 ●担当部署において、国民年金後納保険料納付申出書処理時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	31,160
50			東京	荒川	2017年4月5日	2017年9月19日	○お客様から問合せがあり、後納可能期間の確認が不足し、納付書を送付していない期間があったため、保険料が未徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、未徴収の保険料の納付書を送付しました。 ●担当部署において、後納保険料納付申出時の後納可能期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	31,220

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
51	国民年金後納保険料納付申出書の誤り	確認・決定誤り	東京	葛飾	2016年 3月31日	2018年 9月12日	○お客様から問合せがあり、受給資格の確認が不足し、受給資格を満たさないにもかかわらず、後納保険料の納付を案内したため、保険料が過徴収となっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、過徴収の保険料について還付の処理を行いました。 ●担当部署において、後納保険料納付申出時の受給資格の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	109,020
52	国民年金保険料学生納付特例申請書の誤り	確認・決定誤り	群馬	高崎広域事務センター	2018年 11月27日	2019年 4月12日	○年金事務所から連絡があり、国民年金保険料学生納付特例申請書を処理する際、確認が不足し、学生納付特例に該当するにもかかわらず、該当しないとして書類を返していることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、国民年金保険料学生納付特例申請書を処理する際、確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
53	国民年金保険料免除理由該当・消滅届の誤り	確認・決定誤り	愛知	中村	2015年 10月1日	2018年 1月10日	○市町村から連絡があり、市町村において免除要件の確認が不足し、法定免除に該当しないにもかかわらず、法定免除として処理されていたことが判明しました。 ●市町村担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構において訂正処理を行いました。 ●市町村に対し、法定免除の取扱いについて確認を徹底するよう依頼しました。	1名	なし	0
54			愛媛	松山東	2005年 5月頃	2019年 2月28日	○担当部署で確認したところ、免除要件の確認が不足し、法定免除に該当しないにもかかわらず、法定免除として処理し、年金を決定していたため、年金が過払いとなっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、法定免除の取扱いについて確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	40,464
55			福岡	福岡広域事務センター	2018年 2月13日	2019年 3月26日	○市町村から連絡があり、免除要件の確認が不足し、法定免除に該当しないにもかかわらず、法定免除として処理していることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、法定免除の取扱いについて確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
56	国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書の誤り	入力誤り	神奈川	神奈川事務センター	2019年 2月21日	2019年 4月19日	○年金事務所から連絡があり、国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書を処理する際に、金融機関コードの入力を誤ったため、口座振替による前納が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料の納付書を送付しました。 ●担当部署において、入力時のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	130,020
57	国民年金保険料クレジット納付(変更)申出書の誤り	確認・決定誤り	福岡	福岡広域事務センター	2019年 2月26日	2019年 3月22日	○担当部署で確認したところ、国民年金保険料クレジット納付(変更)申出書について、入力締切日の確認が不足し、締切日までに処理を行わなかったため、クレジットカードによる前納が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料の納付書を送付しました。 ●担当部署において、国民年金保険料クレジット納付(変更)申出書の処理スケジュール確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	380,880
58	国民年金保険料納付書の誤り	確認・決定誤り	大阪	吹田	2018年 9月27日	2018年 10月2日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料納付書について、納付期限の確認が不足し、納付書の即時交付を行わなかったため、納付期限までに納付が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、未徴収の保険料の納付書を送付しました。 ●担当部署において、納付書発行時の納付期限の確認を徹底するよう周知しました。	2名	未徴収	32,520

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
59	国民年金保険料納付書の誤り	確認・決定誤り	愛知	名古屋北	2019年 3月4日	2019年 3月22日	○機構本部より連絡があり、国民年金保険料前納納付書について、納付可能時期の確認が不足し、納付可能期間前に納付書を交付し納付が行われたため、保険料が過徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、過徴収の保険料について還付の処理を行いました。 ●担当部署において、前納納付書発行時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	380,880
60			愛知	半田	2017年 7月28日	2017年 8月3日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料納付書について、前納可能時期の確認が不足し、早期に納付書の発行処理を行わなかったため、前納が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、未徴収の保険料を現金領収しました。 ●担当部署において、納付書作成時の確認を徹底するよう周知しました。	2名	未徴収	32,920
61	国民年金徴収関係届書等の交付誤り	誤送付・誤送信	奈良	大和高田	2019年 5月7日	2019年 5月7日	○担当部署で確認したところ、年金相談時の確認不足により、他のお客様の国民年金保険料納付書を誤って交付していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。誤って交付した国民年金保険料納付書を回収しました。 ●担当部署において、納付書交付時の確認を徹底するよう周知しました。	2名	なし	0
62	国民年金徴収関係届書等の管理誤り	未処理・処理遅延	東京	世田谷	2005年 8月29日	2011年 7月28日	○担当部署で届書の進捗を確認していたところ、国民年金保険料免除申請書等が処理されずに保管されていることが判明しました。 ●処理を行ったうえで、お客様にお詫びの文書を送付することとしました。 ●担当部署において、進捗管理を徹底するよう周知しました。	96名	なし	0
63			埼玉	所沢	2007年 6月6日	2014年 3月5日		30名	なし	0
64			東京	品川	2006年 4月20日	2016年 10月13日		1名	なし	0
65		受理後の書類管理誤り	鳥取	鳥取	2017年 8月22日	2017年 12月9日	○担当部署で確認したところ、書類の管理不足により、国民年金保険料免除・納付猶予申請書の所在が不明となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、再度申請書を提出していただきました。 ●担当部署において、書類の管理を適切に行うとともに、受付進捗管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	7名	なし	0
66			愛知	名古屋広域事務センター	2017年 8月7日	2017年 12月28日	○担当部署で確認したところ、市町村において書類の管理不足により、国民年金保険料免除・納付猶予申請書の所在が不明となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、再度申請書を提出していただきました。 ●市町村に対し、書類の管理を適切に行うとともに、書類の進捗管理を徹底するよう依頼しました。	1名	なし	0
67	国民年金納付督促事績データDVDの紛失	受理後の書類管理誤り	東京	東京広域事務センター	2019年 7月3日以降	2019年 7月9日	○東京広域事務センターで確認をしたところ、郵送物の取扱い、搬送及び受渡しルールを遵守できていなかったことにより、国民年金納付督促業者が作成・送付し、東京広域事務センターで受付したDVDを紛失したことが判明しました。 ○このDVDには、個人情報を収録していますが、これらの情報は、政府として推奨している高度な暗号化措置を講じていること、暗号化された情報の復元は、この業務を行うために特定された極めて少数のパソコンのみで実施することが可能であり、当該パソコンで復元された動作記録はないこと、紛失したDVDの内容を復元できないようにするための措置を講じたことから、外部に流出することはないと、二次被害の恐れもありません。 ●東京広域事務センターにおいて、受け渡し時のチェックの強化、執務室の入退室管理の強化、複数人での搬送及び受付簿への記載を実施しましたが、事務センターにおける、委託業者を含めた受け渡しルールについて、全体的な見直しを実施することとしています。	なし	なし	0

## 5. 年金給付関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
68	老齢年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	兵庫	須磨	2001年 1月2日	2018年 3月6日	○年金相談時の記録確認により、合算対象期間の確認不足から、老齢年金の受給要件を満たしているにもかかわらず老齢年金を決定せず脱退手当金を決定したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。脱退手当金の決定を取消した上で年金を決定し、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、請求書受付時には受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	2,170,701
69			福島	平	1978年 10月頃	2018年 7月20日	○機構本部から連絡があり、通算対象期間の確認不足から、受給権発生年月日を誤って通算老齢年金を決定したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	49,300
70			千葉	松戸	1985年 8月31日	2018年 5月10日		1名	未払い	1,340,408
71			石川	七尾	1981年 12月10日	2017年 8月9日		1名	未払い	104,395
72			高知	高知西	1979年 12月5日	2016年 11月1日	○市区町村から連絡があり、生年月日の確認不足から、市区町村が誤った生年月日で被保険者記録を登録しており、生年月日の誤りに気付かないまま年金請求書を受付したことから、老齢年金の受給権発生年月日を誤って決定し、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●市区町村に対し、年金請求書受付時の確認を徹底するよう依頼しました。	1名	過払い	1,902,433
73			岡山	倉敷東	1973年 12月頃	2017年 7月28日	○機構本部から連絡があり、受給要件の確認不足から、受給権発生年月日を誤って老齢年金を決定したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	53,947
74			岡山	倉敷東	1993年 2月10日	2018年 2月10日		1名	未払い	7,233
75			神奈川	鶴見	1999年 4月11日	2015年 7月16日	○遺族年金請求時の記録確認により、国民年金第3号被保険者特例措置該当届の提出に伴い、受給権発生年月日を訂正する必要があるにもかかわらず、受給要件の確認不足から訂正を行わなかったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、国民年金第3号被保険者特例措置該当届受付時には受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,436,507
76			静岡	浜松東	1996年 8月8日	2018年 8月24日	○年金相談時の記録確認により、年金決定時の事務処理手順の確認不足から、老齢基礎年金と老齢厚生年金を決定すべきところ、老齢厚生年金のみ決定したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の事務処理手順を再確認しました。	1名	未払い	94
77			秋田	鷹巣	1986年 4月1日	2017年 2月17日	○機構本部から連絡があり、年金記録の確認不足から、昭和61年の年金額改定処理を誤ったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●現在は発生しない誤りですが、担当部署において、事象について周知しました。	1名	未払い	47,385

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
78	老齢年金の受給要件等の誤り	説明誤り	岡山	津山	2015年 10月29日	2018年 2月2日	○お客様から問合せがあり、受給要件の確認不足から、老齢年金の受給権が発生する前にお亡くなりになったため老齢年金の請求はできないにもかかわらず、遺族の方に対し誤って年金請求の案内をしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、年金相談時の受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
79			本部	相談・サービス推進部	2013年 7月29日	2019年 2月26日	○お客様から問合せがあり、コールセンターにおいて老齢厚生年金の繰下げ請求の手続きの説明を行う際、特別支給の老齢厚生年金の請求手続きが必要であることについてお客様に説明しなかったため、特別支給の老齢厚生年金の請求が遅れ、一部の期間が時効消滅により未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。年金を決定し、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●コールセンターの委託業者に対し、年金相談時の受給要件の確認を徹底するよう指示しました。	1名	未払い	845,183
80			福岡	南福岡	2018年 7月6日	2018年 9月3日	○年金相談時の記録確認により、過去の年金相談の際に、制度の理解不足から、委託社会保険労務士が老齢年金の退職改定が行われない方に対し、退職改定が行われると誤って説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	なし	0
81			千葉	千葉	2018年 3月2日	2018年 4月9日	○事務センターから連絡があり、合算対象期間の確認不足から、老齢年金の受給要件を満たしていないにもかかわらず、誤って老齢年金の請求を案内していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、年金相談時の受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
82			福岡	小倉北	2009年 4月頃	2018年 10月16日	○お客様から問合せがあり、国民年金記録の判明に伴い通算老齢年金請求書の提出が必要となるにもかかわらず、請求書の提出が必要なことを説明しなかったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。年金請求書を受付し処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録判明時には必要な手続きの説明を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	110,597
83			北海道	室蘭	2019年 6月12日	2019年 6月20日	○事務センターから連絡があり、合算対象期間の確認不足から、老齢年金の受給要件を満たしていないにもかかわらず、誤って老齢年金の請求を案内していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、年金相談時の受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
84			東京	新宿	2015年 9月30日	2018年 7月3日	○担当部署において確認したところ、過去の年金相談の際に合算対象期間の確認不足から、老齢年金の受給要件を満たしているにもかかわらず年金請求の案内をしていなかったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。老齢年金請求書を受付し処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金相談時の受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,402,353
85			東京	足立	2013年 9月24日	2018年 6月20日		1名	未払い	1,678,882
86	老齢年金の国民年金や厚生年金期間の誤り	確認・決定誤り	長野	飯田	1996年 2月15日	2018年 9月14日	○遺族年金請求時の記録確認により、年金記録の確認不足から、本来任意加入期間のため、免除期間とはならない期間について、免除期間とした上で老齢年金を決定したため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	37,745

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
87	老齢年金の国民年金 や厚生年金期間の誤り	確認・決定誤り	島根	松江	1991年 2月13日	2018年 6月7日	○事務センターから連絡があり、年金記録の確認不足から、本来任意加入期間のため、免除期間とはならない期間について、免除期間とした上で老齢年金を決定したため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	131,636
88			群馬	渋川	1995年 10月頃	2017年 12月20日	○機構本部から連絡があり、年金記録の確認不足から、本来任意加入期間のため、免除期間とはならない期間について、免除期間とした上で老齢年金を決定したため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	704,815
89			新潟	六日町	1985年 8月1日	2017年 10月11日	○機構本部から連絡があり、年金記録の確認不足から、本来任意加入期間のため、免除期間とはならない期間について、免除期間とした上で老齢年金を決定したため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	19,473
90			東京	葛飾	2003年 3月27日	2018年 7月10日	○機構本部から連絡があり、配偶者の年金記録の確認不足から、国民年金の第1号被保険者期間(未納期間)とすべき期間を第3号被保険者期間と扱い老齢年金を決定したため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	181,051
91			北海道	岩見沢	1992年 3月頃	2019年 1月7日	○遺族年金請求時の記録確認により、年金記録の確認不足から、老齢年金決定時に一部の被保険者期間の登録を漏らしたため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	149,943
92			北海道	函館	1989年 2月6日	2017年 5月18日	○機構本部から連絡があり、年金記録の確認不足から、老齢年金決定時に標準報酬月額を誤って登録したため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	102,926
93			福岡	小倉北	1983年 9月頃	2017年 10月26日	○機構本部から連絡があり、年金記録の確認不足から、老齢年金決定時に厚生年金の被保険者種別を誤って登録したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	444,007
94	老齢年金の繰上げの 誤り	入力誤り	愛知	名古屋広域 事務センター	2018年 11月20日	2019年 4月18日	○お客様から問合せがあり、入力項目の確認不足から、繰上げ支給の老齢基礎年金を希望しているにもかかわらず、委託業者が年金請求書の処理時に繰上げ請求の入力を漏らし、65歳から支給の年金を決定したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、入力時の入力項目の確認及び入力後のチェックを徹底するよう指導しました。	1名	未払い	210,734

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
95	老齢年金の繰上げの誤り	説明誤り	青森	弘前	2018年 1月29日	2018年 4月18日	○市区町村から連絡があり、特別支給の老齢厚生年金受給権者が老齢基礎年金の繰上げ請求をした場合は、繰上げ請求書を年金事務所で受付した日が属する月の翌月から老齢基礎年金が支給開始となるにもかかわらず、市区町村で受付した場合も同様であると市区町村が誤ってお客様へ説明し請求書を市区町村で受付したことから年金事務所での受付が1月遅れたため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●市区町村に対し、繰上げ支給の老齢基礎年金の支給開始時期について再周知するよう依頼しました。	1名	未払い	50,263
96			本部	相談・サービス推進部	2019年 2月9日	2019年 3月4日	○年金事務所から連絡があり、老齢年金の繰上げ請求を行った場合は、請求日の属する月の翌月から年金の支給が開始されるにもかかわらず、コールセンターが支給開始月を誤って説明したことから、お客様の繰上げ請求が遅くなり、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●コールセンターの委託業者に対し、繰上げ制度について再確認を行うよう指示しました。	1名	未払い	82,977
97	老齢年金の繰下げの誤り	確認・決定誤り	大阪	堺東	2017年 12月12日	2018年 2月15日	○お客様から問合せがあり、年金の繰下げ意思の確認不足から、老齢年金の繰下げ請求を希望している方に対し、65歳支給の老齢年金を決定したため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時には繰下げ意思の有無の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	1,629,775
98			東京	足立	2018年 9月1日	2018年 11月27日		1名	過払い	172,095
99			東京	東京広域事務センター	2018年 4月27日	2018年 10月15日	○お客様から問合せがあり、老齢基礎年金を70歳から繰下げ受給することを希望しているにもかかわらず、年金請求書の記載内容の確認を誤ったことから、70歳到達前の時点で繰下げ支給の老齢基礎年金を決定したため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時には繰下げ時期の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	421,236
100		説明誤り	熊本	玉名	2017年 11月29日	2018年 6月5日	○お客様から問合せがあり、市区町村が老齢年金の繰下げ請求を希望している方に対し、繰下げ請求書の提出を案内すべしと案内せず65歳から支給の老齢年金請求書を受付したため、65歳支給の年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。なお、年金に未払い又は過払いはありませんでした。 ○市区町村に対し、老齢年金請求書受付時の繰下げ意思の確認及び繰下げ請求に必要となる届書について再確認するよう依頼しました。	1名	なし	0
101			長野	小諸	2015年 5月19日	2018年 2月23日	○担当部署において確認したところ、遺族年金受給権の有無の確認不足から、遺族年金の受給権を有するため老齢年金の繰下げ請求ができない方に対し、繰下げ請求ができると説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、繰下げ制度について再確認しました。	1名	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
102	老齢年金の繰下げの誤り	説明誤り	神奈川	高津	2010年 10月29日	2018年 3月8日	○お客様から問合せがあり、70歳から繰下げ支給の老齢年金の受給を希望しているにもかかわらず、繰下げ請求に必要な届書の説明を誤り請求書を受付したため、69歳で老齢年金が決定され、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、繰下げ請求に必要な届書を再確認しました。	1名	未払い	1,185,022
103	遺族年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	滋賀	大津	2018年 8月16日	2018年 11月5日	○共済組合から連絡があり、遺族厚生年金の受給要件の確認不足から、共済組合において短期要件の遺族厚生年金を決定しているため、長期要件の遺族厚生年金を決定することはできないにもかかわらず、長期要件の遺族厚生年金を決定したため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時に受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	6,513
104		説明誤り	大阪	吹田	2017年 3月27日	2017年 5月26日	○遺族年金請求時の記録確認により、受給要件の確認不足から、本来請求できない遺族厚生年金の請求を案内していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、遺族年金の相談の際には、受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
105			沖縄	浦添	2012年 3月15日	2017年 8月17日	○他の年金事務所から連絡があり、過去の年金相談の際に合算対象期間の確認が不足したことから、遺族年金の受給要件を満たしているにもかかわらず年金請求の案内をしていなかったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。遺族年金請求書を受付し処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金相談時の受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	262,121
106	障害年金の受給要件等の誤り	説明誤り	鹿児島	鹿児島南	2018年 1月26日	2018年 7月23日	○お客様から問合せがあり、事後重症による障害年金は障害年金請求書を年金事務所で受付した日が属する月の翌月から支給開始となるにもかかわらず、市区町村の受付日の属する月から支給されると誤って説明したことからお客様が市区町村に請求書を提出し年金事務所での受付が1月遅れたため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、事後重症による障害年金の支給開始時期について再確認しました。	1名	未払い	48,708
107			大阪	吹田	2017年 10月24日	2018年 2月22日	○機構本部から連絡があり、年金相談センターにおいて、制度の理解不足から、障害年金の額改定請求ができない方に対し、額改定請求ができると誤って説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、障害年金の額改定請求について再確認しました。	1名	なし	0
108			兵庫	須磨	2019年 1月21日	2019年 4月9日	○担当部署において確認したところ、納付要件の確認不足から、本来請求できない障害年金の請求を案内していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、障害年金の相談の際には、納付要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
109	加給年金の誤り	入力誤り	本部	中央年金センター	2017年12月8日	2019年1月25日	○担当部署において確認したところ、妻が満了した老齢厚生年金を受給することとなったため、妻の年金選択申出書の処理時に夫の老齢厚生年金の加給年金の支給停止処理を行う必要があるにもかかわらず、入力処理を漏らしたため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、届書の入力を行う際は、入力項目の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	357,317
110		説明誤り	秋田	鷹巣	2008年11月27日	2019年1月18日	○遺族年金請求時の記録確認により、年金相談時の確認不足から、加給年金を支給停止するために必要な加給年金額支給停止事由該当届の提出を案内しなかったため、加給年金の支給が停止とならず年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、加給年金停止のために必要な手続きについて再周知しました。	1名	過払い	1,119,957
111	再裁定の誤り	確認・決定誤り	東京	上野	2011年8月12日	2018年10月16日	○未支給年金請求時の記録確認により、記録訂正に伴い再裁定を行った際に、年金記録の確認不足から、国民年金被保険者記録の一部を誤って登録したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、再裁定処理時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	641,588
112			東京	大田	2011年10月24日	2018年9月20日	○未支給年金請求時の記録確認により、年金記録の確認不足から、年金記録の訂正に伴い老齢年金の再裁定を行うべきところ、再裁定を行っていなかったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。再裁定処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録訂正時には再裁定の要否の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	2,073,707
113			島根	松江	1999年9月3日	2018年5月22日	○遺族年金請求時の記録確認により、年金記録の確認不足から、年金記録の訂正に伴い老齢年金の再裁定を行うべきところ、再裁定を行っていなかったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。再裁定処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録訂正時には再裁定の要否の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	137,758
114			長崎	佐世保	2007年8月17日	2017年12月25日	○機構本部から連絡があり、受給要件の確認不足から、年金記録の訂正に伴い受給権発生年月日の訂正が必要となることに気づかず、受給権発生年月日の訂正を漏らしたため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。再裁定処理を行いお客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録訂正時には受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	588,667

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
115	年金選択の誤り	確認・決定誤り	岐阜	岐阜北	2017年 11月14日	2018年 2月1日	○お客様から問合せがあり、厚生年金基金の支給状況の確認不足から、委託社会保険労務士が厚生年金基金を受給していることを考慮しないで年金選択申出書を受付したことから、お客様の意向と異なる選択処理となり、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	過払い	104,580
116			三重	四日市	2017年 3月17日	2018年 10月11日	○年金相談時の記録確認により、年金受給状況の確認不足から、お客様の意向と異なる年金選択処理を行ったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、複数の年金を受け取っている場合の年金選択の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	632,663
117			島根	松江	2017年 2月3日	2018年 9月21日	○担当部署において確認したところ、厚生年金基金を受給していることを考慮しないで年金選択申出書を受付し、お客様の意向と異なる選択処理を行ったため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金選択時における厚生年金基金の支給状況の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	2,141,285
118		説明誤り	北海道	札幌西	2017年 7月23日	2018年 1月24日	○お客様から問合せがあり、年金受給状況の確認不足から、お客様に有利となる年金選択の方法を誤って説明し結果としてお客様に不利となる年金選択方法となる年金選択申出書を受付したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、複数の年金を受け取っている場合の年金選択の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	494,092
119			静岡	掛川	2017年 12月11日	2018年 2月26日	○事務センターから連絡があり、年金受給状況の確認不足から、お客様に有利となる年金選択の方法を誤って説明し結果としてお客様に不利となる年金選択方法となる年金選択申出書を受付したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、複数の年金を受け取っている場合の年金選択の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	45,740
120			長野	岡谷	2018年 6月8日	2018年 11月15日	○お客様から問合せがあり、年金受給状況の確認不足から、委託社会保険労務士が老齢年金を受給する場合は傷病手当金が返納となることを説明せずにお客様の意向と異なる年金受給選択申出書を受付したため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	過払い	1,031,464

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日月	判明日月	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
121	年金選択の誤り	説明誤り	山口	徳山	2017年 8月10日	2018年 6月4日	○お客様から問合せがあり、受給する年金を変更する場合、年金選択申出書を提出した時から変更となることについて十分説明しなかったため、年金選択申出書の提出が遅れ、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、複数の年金を受け取っている場合の年金選択の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	281,711
122	未支給年金の誤り	説明誤り	大阪	堺東	2018年 10月29日	2018年 10月30日	○お客様から問合せがあり、年金相談センターにおいて、手続きに必要な添付書類の理解不足から、未支給年金請求書を提出する際に必要な添付書類の説明を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、未支給年金請求に必要な添付書類について再確認を行いました。	1名	なし	0
123	脱退一時金の誤り	説明誤り	茨城	土浦	2016年 7月5日	2018年 7月10日	○お客様から問合せがあり、届書の受付状況の確認不足から、脱退一時金請求書を受付していないにもかかわらず、誤って審査中であると説明し、請求書の提出を案内しなかったため、脱退一時金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。届書を受付し処理を行い、お客様に脱退一時金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、お客様から届書の処理状況の問合せがあった際は、届書の受付状況の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	980,654
124	住所変更届の誤り	説明誤り	東京	目黒	2019年 2月4日	2019年 2月4日	○お客様から問合せがあり、手続きに必要な添付書類の理解不足から、成年後見人用住所変更届に添付されていた添付書類が有効なものであるにもかかわらず、添付書類を取り直す必要があると誤った説明をしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、成年後見人用住所変更届に必要な添付書類について再確認を行いました。	1名	なし	0
125	振替加算の説明誤り	説明誤り	東京	八王子	2017年 2月1日	2018年 12月26日	○お客様から問合せがあり、年金相談センターにおいて、配偶者の65歳到達後にお客様の老齢基礎年金に振替加算が加算されるにもかかわらず、お客様自身が65歳に到達した時点で振替加算が加算されると誤って説明していたことが判明しました。誤った説明を受けなければお客様は老齢基礎年金の繰上げ請求をしなかったため、年金が過払いとなりました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、振替加算の加算開始時期について再確認しました。	1名	過払い	117,166
126	標準報酬改定請求の誤り	確認・決定誤り	茨城	土浦	2018年 9月13日	2019年 2月27日	○お客様から問合せがあり、届書処理時の確認不足から、年金分割の按分割合を誤り年金分割の処理を行っていたため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、標準報酬改定請求があった場合は、年金分割の按分割合の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	64,874

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
127	年金決定時の住所登録の誤り	入力誤り	東京	東京広域事務センター	2017年8月22日	2019年4月4日	○お客様から問合せがあり、年金請求書の処理時の確認不足から住所の入力を誤ったことにより、現況届がお客様のもとへ送付されず、年金が差止となり未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、入力時の入力項目の確認及び入力後のチェックを徹底するよう周知しました。	1名	未払い	62,536
128	年金の支給停止の誤り	確認・決定誤り	本部	年金給付部	2016年6月1日	2017年3月17日	○担当部署において確認したところ、激甚災害による雇用保険の特例に伴う失業給付と老齢厚生年金との調整について、激甚災害の特例による失業給付を受給後、事業所を退職し、本来の失業給付を受給することになった場合は、年金を支給停止する必要があるにもかかわらず、支給停止を行わなかったため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、激甚災害による雇用保険の特例に伴う失業給付と老齢厚生年金との調整の扱いを再確認しました。	16名	過払い	2,947,904
129	年金の支払対象期間の誤り	確認・決定誤り	本部	中央年金センター	2018年9月28日	2018年11月16日	○担当部署において確認したところ、事務処理手順の確認不足から、年金請求の遅延のため、時効消滅により5年以上前の期間にかかる年金の支払いを行わない方に対し、誤って5年以上前の分の支払いを行ったため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の事務処理手順を再確認しました。	1名	過払い	1,827,053
130	特別一時金の誤り	確認・決定誤り	広島	三原	1986年8月8日	2019年3月14日	○老齢年金請求時の記録確認により、旧厚生年金保険法の障害年金の受給権発生のため任意加入となる期間について、任意加入をせずに国民年金保険料を納付したことから、本来国民年金保険料を還付すべき期間について、年金記録の確認不足から誤って保険料納付済期間として扱い特別一時金を決定していたため、国民年金保険料が過徴収となっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。特別一時金の決定を取消し被保険者記録の訂正処理を行い、過徴収となった国民年金保険料は還付の処理を行いました。 ●担当部署において、特別一時金の支給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	44,810
131			福島	郡山	1988年2月23日	2017年11月13日	○事務センターから連絡があり、年金記録の確認不足から、旧国民年金法の障害年金の受給権発生により法定免除となる被保険者期間について、追納の申込を行わないまま保険料の納付があった場合は、国民年金保険料を還付すべきところ、誤って保険料納付済期間と扱い特別一時金を決定していたため、国民年金保険料が過徴収となっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。特別一時金の決定を取消し、保険料納付済期間を法定免除期間に訂正し、過徴収となった国民年金保険料は還付の処理を行いました。 ●担当部署において、特別一時金の支給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	5,850
132			福島	会津若松	1987年6月12日	2017年12月18日	○未支給年金請求時の記録確認により、年金記録の確認不足から、旧国民年金法の障害年金の受給権発生により法定免除となる被保険者期間について、追納の申込を行わないまま保険料の納付があった場合は、国民年金保険料を還付すべきところ、誤って保険料納付済期間と扱い特別一時金を決定していたため、国民年金保険料が過徴収となっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。特別一時金の決定を取消し、保険料納付済期間を法定免除期間に訂正し、過徴収となった国民年金保険料は還付の処理を行いました。 ●担当部署において、特別一時金の支給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	27,300

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日月	判明日月	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
133	特別一時金の誤り	確認・決定誤り	静岡	浜松東	1989年 8月24日	2019年 1月21日	○担当部署において確認したところ、年金記録の確認不足から、旧国民年金法の障害年金の受給権発生により法定免除となる被保険者期間について、追納の申込を行わないまま保険料の納付があった場合は、国民年金保険料を還付すべきところ、誤って保険料納付済期間と扱い特別一時金を決定していたため、国民年金保険料が過徴収となっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。特別一時金の決定を取消し、保険料納付済期間を法定免除期間に訂正し、過徴収となった国民年金保険料は還付の処理を行いました。 ●担当部署において、特別一時金の支給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	751,720
134	記録訂正の誤り	記録訂正誤り	千葉	松戸	2010年 4月1日	2017年 7月12日	○お客様から問合せがあり、年金記録の確認不足から、誤って他のお客様の年金記録を統合処理した上で老齢年金を決定していたため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金記録統合処理時の確認を徹底するよう周知しました。	2名	過払い	1,023,158
135	年金の振込金融機関にかかるとの誤り	確認・決定誤り	愛知	名古屋広域事務センター	2019年 3月頃	2019年 4月19日	○お客様から問合せがあり、届書受付後の確認不足から、提出のあった年金受給権者受取機関変更届について誤って別の処理済の届書とともに保管したため処理が行われず、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。届書の処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	167,266
136			大阪	貝塚	2018年 11月2日	2019年 2月15日	○お客様から問合せがあり、届書受付後の確認不足から、提出のあった年金受給権者受取機関変更届の処理について誤って処理済としたため、年金振込先口座の変更処理が行われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、届書の処理を行いました。なお、年金に未払いはありませんでした。 ●担当部署において、書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
137		入力誤り	大阪	大阪広域事務センター	2019年 2月14日	2019年 5月10日	○お客様から問合せがあり、委託業者が年金請求書の処理時に、入力項目の確認不足から口座番号の入力を誤ったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、入力時の入力項目の確認及び入力後のチェックを徹底するよう指導しました。	1名	未払い	131,105
138	年金の支払保留処理の誤り	確認・決定誤り	東京	板橋	2019年 2月15日	2019年 4月24日	○お客様から問合せがあり、お亡くなりになった方の基本情報の確認不足から、死亡に伴う年金の支払保留処理を行う際、誤って他のお客様の年金の支払保留の処理を行ったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。支払保留の解除を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、支払保留処理を行う際には対象者の確認及び入力後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1名	未払い	465,007
139			千葉	千葉	2017年 11月20日	2018年 4月17日		1名	未払い	207,089

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日月	判明日月	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
140	年金の支払保留処理の誤り	確認・決定誤り	本部	相談・サービス推進部	2018年 9月28日	2019年 3月14日	○機構本部から連絡があり、コールセンターにおいてお亡くなりになった方の基本情報の確認が不足していたことから、死亡に伴う年金の支払保留処理を行う際、誤って他のお客様の年金の支払保留の処理を行ったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。支払保留の解除を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●コールセンターの委託業者に対し、受給権者がお亡くなりになったとの相談があった場合は、お亡くなりになった方の基本情報の確認を徹底するよう指導しました。	1名	未払い	241,850
141			福岡	福岡広域事務センター	2019年 4月16日	2019年 5月31日	○機構本部から連絡があり、お亡くなりになった方の基本情報の確認不足から、死亡に伴う年金の支払保留処理を行う際、誤って他のお客様の年金の支払保留の処理を行ったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。支払保留の解除を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、支払保留処理を行う際には対象者の確認及び入力後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1名	未払い	290,906
142	年金額補正時の計算誤り	確認・決定誤り	本部	基幹システム開発部	2018年 12月18日	2019年 2月20日	○担当部署において確認したところ、年金の支払い作業時に課税処理に伴う補正処理が必要にもかかわらず、作業内容の確認不足から、補正処理を行わなかったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。補正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、補正作業の事務処理手順を再確認しました。	10名	未払い	3,455
143	年金見込額の誤り	説明誤り	熊本	熊本西	2017年 11月6日	2018年 9月11日	○お客様から問合せがあり、年金相談時に年金記録の確認不足から、年金記録統合後の年金見込額を誤って説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、年金見込額試算時の内容確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
144			石川	金沢北	2019年 6月7日	2019年 6月7日	○年金相談時の記録確認により、電話での事前相談の際に、遺族年金が全額支給停止となる方に対し、一部支給されると誤って説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、年金支給の見込みを説明する際は、年金の支給条件に該当するかの確認を徹底するよう周知しました。	2名	なし	0
145	年金給付関係書類の交付誤り	誤送付・誤送信	千葉	松戸	2017年 10月16日	2017年 10月25日	○お客様から問合せがあり、交付時の確認不足から、委託社会保険労務士が他のお客様の年金見込額回答票を誤って交付していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。誤って交付した年金見込額回答票を回収し、正しい年金見込額回答票を交付しました。 ●社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	2名	なし	0
146	年金給付関係通知書等の誤送付	誤送付・誤送信	大阪	城東	2019年 5月28日	2019年 6月4日	○お客様から問合せがあり、封入封緘時の確認不足により、他のお客様に送付すべき戸籍謄本を誤って別のお客様へ送付していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。誤って送付した戸籍謄本を回収し、本来お返しすべきお客様に戸籍謄本をお渡ししました。 ●担当部署において、封入封緘時の確認を徹底するよう周知しました。	2名	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
147	年金給付関係書類の管理誤り	受付時の書類管理誤り	大阪	豊中	2017年 10月31日	2018年 11月14日	○お客様から問合せがあり、受付時の確認不足から、旧令共済組合記録を調査するための履歴申立書を誤って他の届書の添付書類として保管し機構本部へ送付していなかったため、処理が行われず年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。届書を処理しお客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、届書受付後の書類の管理を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,835,150
148			宮崎	宮崎	2019年 4月12日	2019年 5月17日	○お客様から問合せがあり、受付時の確認不足から、窓口で受付した年金受給権者受取機関変更届を入力担当者へ速やかに回付しなかったため処理が遅れ、年金が振込不能により未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、届書受付後の書類の管理を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	5,626
149			長野	長野南	2017年 8月8日	2017年 11月24日	○機構本部から連絡があり、受付時の確認不足から、年金相談センターにおいて、提出のあった年金選択申出書の受付処理を行わずにお客様へ返戻したため、お客様が希望する時期から年金選択の処理が行われず、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、届書受付後の書類の管理を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	173,656
150		未処理・処理遅延	神奈川	藤沢	2014年 4月4日	2014年 11月17日	○事務センターから連絡があり、届書の進捗管理不足から、未支給年金請求書等を未処理のまま保管していたため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、書類の保管を適切に行うとともに、受付進捗管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	2名	未払い	622,117
151			本部	中央 年金センター	2014年 8月5日	2016年 4月14日	○担当部署において確認したところ、届書の進捗管理不足から、未支給年金請求書を未処理のまま保管していたため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、書類の保管を適切に行うとともに、受付進捗管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	4名	未払い	814,957
152			本部	中央 年金センター	2018年 1月頃	2018年 6月28日	○担当部署において確認したところ、届書の進捗管理不足から、スイスの年金事務実施機関より依頼のあった保険期間確認請求書を未処理のまま保管していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。処理を行い、スイスの年金事務実施機関に加入期間の証明書を送付しました。 ●担当部署において、書類の保管を適切に行うとともに、書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
153		受理後の書類管理誤り	茨城	土浦	2018年 10月頃	2018年 11月12日	○担当部署において確認したところ、書類の管理不足から、死亡届が所在不明となり処理が行われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。死亡届を再提出いただき処理を行いました。 ●担当部署において、書類の保管を適切に行うとともに、受付進捗管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
154	年金給付関係書類の管理誤り	受理後の書類管理誤り	香川	高松東	2018年 10月18日	2018年 11月28日	○担当部署において確認したところ、書類の管理不足から、年金受給権者受取機関変更届が所在不明となり処理が行われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。年金受給権者受取機関変更届を再提出いただき処理を行いました。 ●担当部署において、書類の保管を適切に行うとともに、受付進捗管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	2名	なし	0
155			埼玉	春日部	2018年 6月12日	2018年 6月13日	○担当部署において確認したところ、書類の管理不足から、加給年金額加算開始事由該当届が所在不明となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。加給年金額加算開始事由該当届を再提出いただき処理を行いました。なお、年金の支払いに遅れは生じませんでした。 ●担当部署において、書類の保管を適切に行うとともに、受付進捗管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
156			北海道	札幌北	2019年 4月11日	2019年 5月7日	○担当部署において確認したところ、書類の管理不足から、老齢基礎年金額加算開始事由該当届が所在不明となり処理が行われず、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。老齢基礎年金額加算開始事由該当届を再提出いただき処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、書類の保管を適切に行うとともに、受付進捗管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	20,943

(参考)「IV 「年金給付に係る事務処理誤り等の総点検」等に関する対応状況」に記載のある事象の概要

項番	事象	概要
2	配偶者状態の登録誤りによる加給年金の支給漏れ	<ul style="list-style-type: none"> <li>○厚生年金保険の被保険者期間が240月以上ある方に扶養されている配偶者があった場合は、老齢厚生年金の額に加給年金額が加算される。</li> <li>○その被扶養配偶者が、厚生年金の被保険者期間が240月以上ある老齢厚生年金を受け取っている場合は、加給年金額の加算は停止される。</li> <li>○一方で、その年金の支給が停止されている場合は、その間は加給年金額の加算が行われる。</li> <li>○これらについては、配偶者の受け取っている年金の種類及びその支給状態をコード化して入力することで処理を行っているが、誤ったコードを入力したり、被扶養配偶者の状況変更にもかかわらずコードの切り替えを行わなかったために、加給年金額の加算が停止された結果、加給年金に未払いを生じていた。</li> </ul>
3	旧船員保険法の戦時加算の加算誤り	<ul style="list-style-type: none"> <li>○戦時中に特定の海域を航行する船に乗っていた旧船員保険法の被保険者については、被保険者期間が加算(1/3倍、1倍、2倍)される。(戦時加算)</li> <li>○戦時加算によって被保険者期間が加算された船員保険または厚生年金の老齢年金及びその受給者が死亡した場合の遺族年金の年金額が増額となる。</li> <li>○これらの年金決定時に、戦時加算記録の算入の漏れやその加算月数の誤りの結果、年金額に未払いを生じていた。</li> </ul>
4	旧共済法退職年金期間の老齢基礎年金への算入誤り	<ul style="list-style-type: none"> <li>○旧共済法退職年金の計算の基礎となった共済組合員期間を有する方に老齢基礎年金を決定する場合、その共済組合員期間は年金額の計算の基礎とはせず、合算対象期間として扱われる。(カラ期間)</li> <li>○共済組合員期間が旧共済法退職年金の計算の基礎となっているかについては、お客様より提出のあった「年金加入期間確認通知書」に基づき判定を行うが、この判定に誤りがあった結果、老齢基礎年金に過払いを生じていた。</li> </ul>
6	旧厚生年金保険法の第四種被保険者期間の算入誤り	<ul style="list-style-type: none"> <li>○旧厚生年金保険法には、老齢年金の受給資格要件(240月)に足りない場合は、240月になるまで任意加入することができる制度があった。(第四種被保険者期間)</li> <li>○第四種被保険者として240月になるまで厚生年金保険に任意加入し、老齢年金の受給開始後に新たな記録が判明し、記録を統合した結果、被保険者期間が240月を超えた場合は、240月を超えた第四種被保険者期間を削除することが必要となる。</li> <li>○しかしながら、記録を追加したのみで240月を超えた第四種被保険者期間を削除しないまま年金が決定された結果、老齢厚生年金に過払いを生じていた。</li> <li>○併せて削除した期間分の保険料は還付する必要があったが、この還付が行われていなかった。</li> </ul>
9	昭和60年4月1日以前生まれの旧共済法退職年金受給者の老齢基礎年金の決定誤り	<ul style="list-style-type: none"> <li>○昭和60年の法律改正により、大正15年4月2日以降生まれの方については、改正後の法律(新法)に基づいて年金を決定する。</li> <li>○しかしながら、昭和60年4月1日以前生まれの旧共済法退職年金受給者で国民年金または厚生年金保険の被保険者期間を有する場合は、旧法による年金を決定する必要がある。</li> <li>○旧共済法退職年金の受給権の有無の確認に漏れがあったため、旧法で年金を決定すべき者に新法で決定した結果、老齢年金に未払いを生じていた。</li> </ul>
10	オンライン化以前の老齢年金の在職支給停止額の誤り	<ul style="list-style-type: none"> <li>○昭和61年2月から昭和63年2月にかけて順次実施された業務のオンライン化が完成する前は、老齢厚生年金の受給者が在職している間の年金の支給停止(在職老齢年金)は、受給権者の月額変更届が社会保険事務所へ提出された場合に、社会保険事務所が、支給停止割合の変更にかかる報告書を社会保険業務センターに回付することによって行っていた。</li> <li>○その回付漏れ等が原因で、誤った停止割合で年金の支給を停止した結果、老齢厚生年金の未払い・過払いを生じていた。</li> </ul>
11	配偶者と離婚等をした場合の振替加算の加算誤り	<ul style="list-style-type: none"> <li>○妻の厚生年金保険の期間が240月未満の場合で夫に加給年金が加算されていた場合は、65歳より妻の老齢基礎年金に振替加算が加算される。</li> <li>○加給年金の加算後に離婚等により生計維持関係が消滅した場合は、その時点で加給年金の加算は終了することから、振替加算は加算されない。この場合は、夫が届出をする必要がある。</li> <li>○夫からこの届出が行われ、加給年金の加算は終了したが、その情報が妻の原簿に反映されなかったため、振替加算の加算が誤って加算された結果、振替加算の過払いを生じていた。</li> </ul>
12	国民年金任意加入者の受給権発生年月日の誤り	<ul style="list-style-type: none"> <li>○65歳時点で年金を受け取るために必要な加入期間を満たしていない場合は、65歳以降、必要な加入期間を満たすまでの間、国民年金に任意で加入することができる。</li> <li>○保険料の納付があり、その結果、必要な加入期間を満たした場合の年金受給権の発生は、必要な加入期間を満たすこととなった保険料を納付した日ではなく、必要な加入期間を満たした月の初日となる。</li> <li>○新規決定時においてシステムによるチェックが行われているが、手作業で決定したために、受給権発生年月日を誤って保険料を納付した日に設定して決定を行った結果、老齢年金に未払いを生じていた。</li> </ul>
13	旧令共済、船員保険記録等の年金額算入誤り	<ul style="list-style-type: none"> <li>○昭和17年6月から昭和20年8月までの旧陸軍共済組合等にかかる旧令共済の組合員期間、昭和61年3月までに資格喪失した船員保険の被保険者期間は、老齢年金、遺族年金の額の計算の際に、被保険者期間に算入される。</li> <li>○この年金の決定処理の際に、算入漏れまたは算入した期間の誤りがあった結果、老齢厚生年金または遺族厚生年金に未払い・過払いを生じていた。</li> </ul>
14	複数年金を受給している配偶者の配偶者状態の登録誤りによる加給年金の支給誤り	<ul style="list-style-type: none"> <li>○厚生年金保険の被保険者期間が240月以上ある方に扶養されている配偶者があった場合には、老齢厚生年金の額に加給年金額が加算される。</li> <li>○配偶者の厚生年金保険の被保険者期間が240月以上ある老齢厚生年金を受け取っている場合は、加給年金額の加算は停止される。</li> <li>○一方で、その年金の支給が停止されている場合には、その間は加給年金額の支給が行われる。</li> <li>○配偶者が複数の年金を受け取っている場合は、いずれかの年金が上記要件を満たした場合に、加給年金額の停止または停止解除が行われる。</li> <li>○これらの処理は、配偶者の受け取っている年金の種類及びその支給状態をコード化して入力することで処理を行っているが、配偶者の受給状況の把握を誤り、その登録を誤ったことで加給年金の未払い・過払いを生じていた。</li> </ul>

項番	事象	概要
17	旧三共済等の退職共済年金受給者の特別支給の老齢厚生年金の受給権発生年月日の誤り	<ul style="list-style-type: none"> <li>○旧三共済(JR・JT・NTT)・農林共済が厚生年金に統合された日において退職共済年金の受給権を有している者が、12月未満の厚生年金保険の被保険者期間を有している場合、統合前の旧三共済・農林共済の組合員期間が厚生年金保険の被保険者期間とみなされているため、旧三共済・農林共済の統合日をもって特別支給の老齢厚生年金の受給権が発生する。</li> <li>○この場合、システムの受給権発生年月日の判定をすることができないため、年金の決定時に職員が受給権発生年月日を設定して年金を決定する必要がある。</li> <li>○年金の決定時、職員の確認不足により、誤って65歳到達時を受給権発生年月日とし、年金の未払いを生じていた。</li> </ul>
18	共済年金への記録の移管後の厚生年金保険の記録削除漏れによる老齢厚生年金の支給誤り	<ul style="list-style-type: none"> <li>○公務員共済組合加入者が、転勤などにより異なる公務員共済組合に異動した場合は、異動先の共済組合がそれまでの共済加入記録を引き継ぐことになっている。</li> <li>○旧公共企業体(JT、JR、NTT)('三共済')についても同様の制度があり、三共済の事業所を退職し、他の公務員共済組合に加入した場合は、他の公務員共済組合に記録が移管され、他の公務員共済期間として管理される。</li> <li>○本来他の共済組合期間として管理されるべき三共済組合員期間等を移管した後の厚生年金保険の記録削除漏れがあったため、平成9年4月の三共済の厚生年金保険への統合において、誤って厚生年金保険の被保険者期間として管理されることとなり、当該期間を退職共済年金及び老齢厚生年金の双方の計算の基礎として年金を決定したために、その期間について二重払いとなった結果、老齢厚生年金等に過払いを生じていた。</li> </ul>
20	遺族厚生年金・遺族共済年金の選択等の確認誤り	<ul style="list-style-type: none"> <li>○遺族厚生年金及び遺族共済年金の受給権がある場合には、それぞれの要件の組み合わせにより、双方を同時に受け取ることができる場合や、いずれか一方のみ受け取ることができる場合がある。</li> <li>○その際は、遺族共済年金の要件及び年金額を確認したうえで、遺族厚生年金をいずれの要件で決定するか遺族に選択いただく。</li> <li>○その際の、遺族共済年金の要件及び年金額の確認に誤りがあり、いずれか一方のみ受け取ることができる場合にもかかわらず双方を受け取っていた、双方を受け取ることができるにもかかわらず一方のみを受け取っていた結果、遺族厚生年金に未払いまたは過払いを生じていた。</li> </ul>
21	遡及決定時の届書徴取漏れによる加給年金の加算漏れ	<ul style="list-style-type: none"> <li>○昭和16年4月2日以降に生まれた方は、老齢厚生年金の定額部分の支給開始年齢が引き上げられており、当初は報酬比例部分のみで計算されるが、定額部分の支給開始年齢を超えた時点で定額部分及び配偶者がある場合には加給年金を加えた額に改定している。</li> <li>○通常は、定額部分の支給開始年齢を迎えた時点でお客様に生計維持申立書が送付され、この提出をもって加給年金の加算を行っている。</li> <li>○しかし、定額部分の開始年齢よりあとに決定請求が行われた場合には、決定時に同時に生計維持申立書を提出していただく必要がある。</li> <li>○年金の決定時に、生計維持申立書の提出の案内を漏らしたために、加給年金額が加算されなかった結果、加給年金に未払いを生じていた。</li> </ul>
22	被保険者期間の重複による旧法国民年金の支給誤り	<ul style="list-style-type: none"> <li>○被保険者記録の重複期間については、厚生年金保険を優先し、国民年金の期間を削除することになっている。</li> <li>○旧法の国民年金制度(昭和61年3月以前)については、各制度の番号(手帳記号番号)毎に年金を決定していた。</li> <li>○年金の決定時には、それぞれの手帳記号番号を確認して重複期間の有無を確認することになっているが、手帳記号番号の申出がない等の理由で記録を確認することができなかったため、被保険者期間が重複した状態で年金を決定した結果、旧法国民年金の老齢年金等に過払いを生じていた。</li> <li>○併せて削除した期間分の保険料は還付する必要があったが、この還付が行われていなかった。</li> </ul>
25	平成10年2月以前の老齢厚生年金等の退職の届出漏れによる老齢厚生年金等の支給漏れ	<ul style="list-style-type: none"> <li>○老齢厚生年金や老齢年金の受給権者が厚生年金保険の被保険者になり、その後退職した場合には、年金額の再計算を行う必要がある。(退職改定)</li> <li>○退職改定は、平成10年2月以前は受給権者お客様からの届出(受給権者資格喪失届)により行うことが省令に規定されていた。</li> <li>○この届出が行われておらず、結果として退職改定が行われていないため、現在の年金額が、受給権発生後の厚生年金の加入実績を反映していないために、老齢厚生年金等に未払いが生じていた。</li> </ul>
27	配偶者状態の登録誤りによる加給年金の過払い	<ul style="list-style-type: none"> <li>○厚生年金保険の被保険者期間が240月以上ある方に扶養されている配偶者があった場合には、老齢厚生年金の額に加給年金額が加算される。</li> <li>○その配偶者が、厚生年金保険の期間が240月以上ある老齢厚生年金を受け取っている場合は、加給年金額の加算は停止される。</li> <li>○一方で、その年金の支給が停止されている場合には、その間は加給年金額の支給が行われる。</li> <li>○そのため、配偶者が受け取っている年金の種類及び支給状態を確認してコード化して入力することで、加給年金の加算の処理を自動的にやっている。</li> <li>○この確認を誤り、誤ったコードを入力したために、加給年金額の加算が停止されなかった結果、加給年金に過払いを生じていた。</li> </ul>
28	65歳で初めて年金を受ける方の配偶者が共済年金を受給している場合における振替加算の加算誤り	<ul style="list-style-type: none"> <li>○妻の厚生年金保険の期間が240月未満の場合であっても夫に加給年金が加算されていない場合は、妻の老齢基礎年金に振替加算は加算されない。</li> <li>○妻が65歳で初めて老齢基礎年金を受け取る場合は、夫の加給年金の状況を調査の上配偶者状態の登録を行う必要がある。</li> <li>○夫が共済の場合に加給年金の確認を誤り、その登録を誤ったことにより、振替加算に過払いを生じていた。</li> </ul>
29	旧法の通算老齢年金から老齢年金への決定替えの漏れ	<ul style="list-style-type: none"> <li>○旧厚生年金保険法においては、原則として、厚生年金保険の被保険者期間が240月未満の者には通算老齢年金が、240月以上の者には老齢年金が支給される。</li> <li>○通算老齢年金の受給権者に、新たな厚生年金保険の被保険者期間が判明し、その結果、厚生年金保険の被保険者期間が240月を超えた場合、老齢年金の要件に該当するため、老齢年金の請求手続きを案内したうえで、通算老齢年金の決定取消を行い、老齢年金を決定(決定替え)する必要がある。</li> <li>○追加された期間を元に、誤って通算老齢年金の年金額の再計算を行い、老齢年金への決定替えを行わなかったために、未払いを生じていた。</li> </ul>
31	老齢基礎年金決定後の国民年金保険料納付済期間の反映漏れ	<ul style="list-style-type: none"> <li>○老齢基礎年金の決定後に国民年金保険料を納付した場合は、老齢基礎年金の決定時に遡って年金額が変更される。</li> <li>○この場合は、機構において年金額の訂正処理を行う必要があるが、この処理が漏れたために老齢基礎年金の額が訂正されなかった結果、老齢基礎年金に未払いを生じていた。</li> </ul>
32	昭和61年4月の法律改正時の老齢年金等の退職改定漏れによる支給漏れ	<ul style="list-style-type: none"> <li>○老齢厚生年金の受給権者が厚生年金保険の被保険者になり、その後退職した場合には、年金額の再計算を行う必要がある。(退職改定)</li> <li>○昭和60年の法律改正により、昭和61年4月1日時点で65歳以上の被保険者については、昭和61年4月1日をもって厚生年金保険の被保険者資格を喪失することとされた。</li> <li>○この資格喪失に伴う退職改定は、受給者の届出によらずに旧社会保険庁において行うこととしていたが、一部の方についてこの処理が行われなかったことで、現在の年金額が、受給権発生後の厚生年金の加入実績を反映していないために、老齢年金の未払いが生じていた。</li> </ul>

項番	事象	概要
33	年金受給選択申出書の届出遅延による支給漏れ	<p>○複数の年金受給権を有する場合には、原則としてお客様の選択により、いずれか一方の年金を受給することとなる。</p> <p>○この選択は、お客様より「選択申出書」を提出いただくことで行っていた。</p> <p>○年金の決定時においては、選択申出書の提出があるまでの間は、一方の年金の支払を保留しているが、選択申出書の提出について案内が漏れたことで選択申出書の提出がなかったために、支払の保留が解除されず、一時的に年金の未払いを生じていた。</p>
35	老齢基礎年金の加算開始事由該当届の入力誤りによる振替加算の支給開始時期の誤り	<p>○妻が65歳に到達した時点で、夫の厚生年金保険の被保険者期間が240月未満等により加給年金が支給されていない場合であっても、その後、夫の厚生年金保険の被保険者期間が240月以上等となり、加給年金の支給要件を満たした場合は、届出により振替加算が加算される。</p> <p>○項番28にかかる対象者の特定作業において、振替加算の加算の適否のみならず加算の開始時期の適否についてもチェックを行った結果、振替加算の開始時期を誤り未払いがある本件の事象が判明した。</p> <p>○夫が繰下げをして受給開始を遅らせている間に加給年金の支給要件を満たし、妻から「老齢基礎年金加算開始事由該当届」の提出を受けたが、その処理において振替加算の開始年月日を夫が加給年金の支給要件を満たした時点とすべきところを誤って受付日や夫の繰下げ支給開始年月日で入力処理を行ったため、振替加算の未払いを生じていた。</p>
36	旧農林共済の受給者が平成24年3月までに死亡した場合の振替加算の支給漏れ	<p>○既に解散している旧農林共済の受給者については、平成24年3月まで、旧農林共済が年金原簿の管理及び年金給付業務を行っていた。</p> <p>○「年金給付に係る事務処理誤り等の総点検」の点検作業において、既に解散している旧農林共済の平成24年3月までに死亡されている方の記録についても点検した結果、振替加算の未払いを生じていた。</p>

※夫と妻が逆の場合も同様です。